

山 監 査 第 1 7 5 号  
令和5年（2023年）12月14日

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第16条の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江 本 勝 一

山陽小野田市監査委員 笹 木 慶 之

- 1 報告内容  
別紙のとおり
- 2 報告書提出先  
山陽小野田市長、山陽小野田市議会及び山陽小野田市教育委員会
- 3 報告書提出年月日  
令和5年12月14日

## 定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第13条第1項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

### 記

#### 1 監査の種別

定期監査

#### 2 監査の対象

教育委員会事務局

教育総務課、社会教育課、津布田会館、青年の家及び歴史民俗資料館

#### 3 監査の期間

令和5年11月6日から令和5年12月4日まで

#### 4 監査の着眼点

定期監査に関する着眼点に基づき実施した。

#### 5 監査の方法

今回の監査は、令和5年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

#### 6 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

#### (1) 物品購入関係について

ア 階段昇降ユニット賃貸借を地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約により行っている。

土地、建物、機械などの賃貸借を地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約により行う場合は、市財務規則第99条第3号の「物件の借入れ」に該当し、その予定価格は40万円を超えない額とされている。この契約は月額5万円で年間9か月程度の使用を予定しており、予定価格は、概ね

45万円と見込まれる。よって、市財務規則第99条第3号の40万円を超えており、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約の締結はできない。適切に処理されたい。

【教育総務課】

(2) 青年の家使用許可事務について

ア 許可番号 6057、6058、6070、6071（許可書通し番号 94208、94209、94221、94222）の4件について、市内の高校生以下の団体であるため施設使用料を5割引にするべきところを、5割引にせずに許可し、使用料が納入されている。

青年の家等設置条例第6条別表第4の備考4では、「高校生以下の者（市外の者を除く。）は、上記使用料の5割引とする（附属設備及び器具使用料を除く。）」と定めているため、当該4件の使用許可については使用料が過払いとなっている。この過払い分については、申請書なしでの使用をさせ、使用料を調整している。施設使用許可事務について適正な処理をするとともに、現場に常勤するのは会計年度任用職員のため、今後の事務処理方法等を指導されたい。

【青年の家】